

第 6 1 号議案

桶川市農業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

桶川市農業センター設置及び管理条例（昭和 5 2 年桶川市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前					改正後								
別表(第21条関係)					別表(第21条関係)								
セ ン タ ー の 名 称	室名	利用料金				摘要	セ ン タ ー の 名 称	室名	利用料金				摘要
		午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日	
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで				午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで	
桶 川 市 農 業 セ ン タ ー	和室研 修室 (A)	円 300	円 500	円 700	円 1,500	桶 川 市 農 業 セ ン タ ー	和室研 修室	円 300	円 500	円 700	円 1,500		
	和室研 修室 (B)	300	500	700	1,500		畜産研 修室	100	200	300	600		
	畜産研 修室	100	200	300	600		大会議 室	500	800	1,100	2,400		
	畜産経 営相談 室	100	200	300	600		調理実 習室	200	300	400	900		
	保健室	100	200	300	600								
	大会議 室	500	800	1,100	2,400								
	調理実 習室	200	300	400	900								

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 1 2 月 9 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

桶川市農業センター大規模改修・耐震補強工事に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。